

新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とした 使用料還付の取扱い終了のお知らせ

利用日が令和4年7月20日以降利用の予約について、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に予約取消しをする場合は、お支払済みの使用料（取消料）を返金しておりましたが、本取扱いは10月31日をもって終了します。

この取扱いは、令和4年10月31日までに利用取消の申し出をした分を対象とします。10月31日までに来館できない場合は当該施設へ事前にご連絡ください。

令和4年10月4日 仙台市